

① 学芸員の配置・有資格者の活用に関する課題

- 有名無実化している学芸員補について、「社会教育士」制度を参考に、「博物館士」として有資格者に称号を付与し、学芸員有資格者の活躍の場を作っていくことが「底上げ」に資するのではないかと。
- 行政の中に学芸員有資格者がいることは、地域の文化財行政と博物館をつなげていくために非常に重要。
- 館長を学芸員有資格者とすることや、学芸員は複数配置すること、「学芸員」の名称独占についても検討すべきではないか。
- 一口に学芸員と言っても、研究職から事務職、学芸員としての発令はされない場合など様々。実態の把握を行うことが重要。

② 学芸員の研修・資質向上に関する課題

- 現職の学芸員の再教育が重要。例えば、現職の学芸員が大学院で学びなおすためのサバティカル（サバティカル）の仕組みなどを事業として実施できるとよいのではないかと。
- 研修の機会をよりアクセスしやすいものにするための議論も行うべき。
- 現職の学芸員の研修と人材育成について、法律上の要請を強めるべきではないか。

③ 学芸員の養成・資格に関する課題

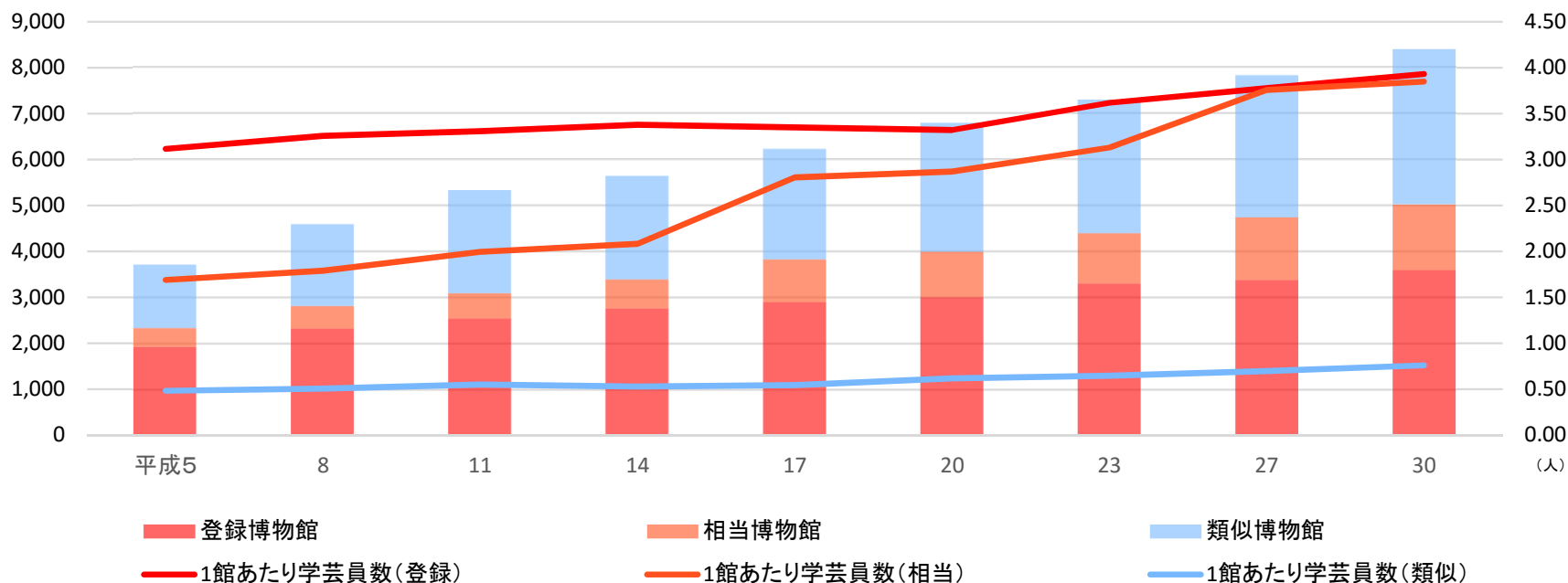
- 学芸員の名称と国家資格を学部で取れる仕組みは継続すべき。
- 拙速に結論を出さず、大学関係者等との丁寧な検討が必要。合意が取れたところから改正すべき。
- 資料だけではなく、教育普及など博物館の様々な機能も、学芸員が行う調査研究のターゲットに入る。学芸員の仕事の中核は調査研究という認識を持って議論を進めるべき。
- 研究も重要だが、展示の技術など実践的な能力も不可欠。学芸員としての資質は広くとらえるべき。

④ 高度な知識・経験を持つ学芸員の処遇等に関する課題

- 上級資格として、政府機関や民間団体が認証する「認証学芸員」制度を創設してはどうか。
- 修士レベルでミュージオロジーを修めた人が現場に入っていくことは望ましい。
- 学芸員の階層化について、1段階目は一般的に学芸員が行うこと、2段階目は専門的なメニューが複数あるイメージだが、2段階目のメニューの設計は、現場のニーズに合わせて、時間をかけて作り上げていくものではないか。

学芸員数の推移及び一館当たり人数

- 博物館数の増加に伴い、学芸員数は全体として増加傾向。1館当たりの学芸員数も微増傾向。



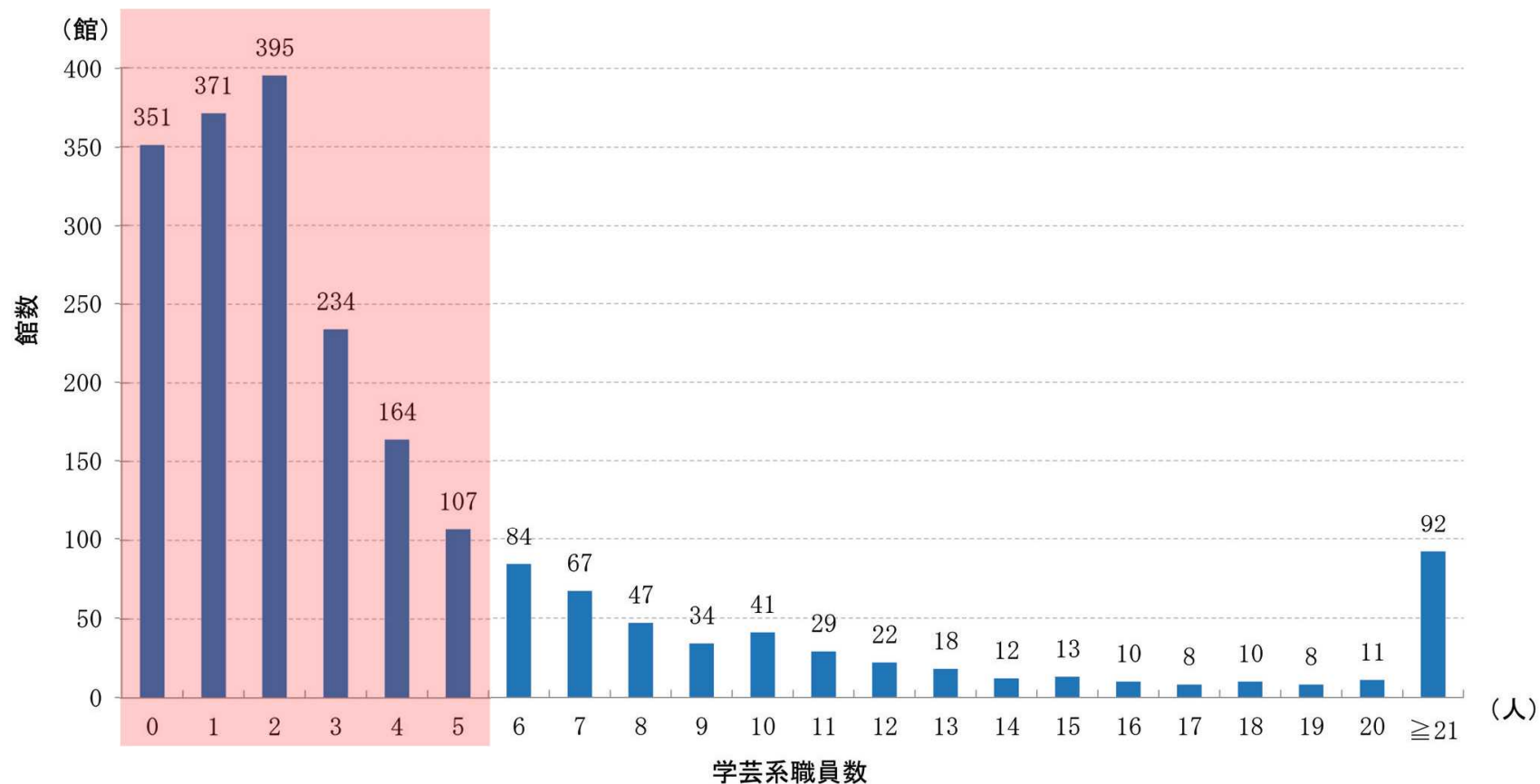
区分	平成5	8	11	14	17	20	23	27	30
学芸員数									
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	3,593
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	1,432
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	3,378
1館あたり学芸員数									
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	3.93
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	3.85
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.53	0.54	0.62	0.65	0.70	0.76

表 2-9 職員数（全体／時系列比較）「Q 4-1-1、Q 4-2」

		平成9年		平成16年		平成20年		平成25年		令和元年		
		N=		N=		N=		N=		N=		
館長	常勤館長総数（無回答の館を除いた館についての人数）	1,756	1,056人	1,861	1,133人	2,131	1,285人	2,161	1,219人	2,242	1,377人	
	館長が常勤している館の割合（回答館全体に占める割合）	1,891	55.8%	2,030	55.8%	2,257	56.9%	2,258	54.0%	2,314	59.5%	
常勤職員	常勤職員のある館の割合	1,654	92.6%	1,997	86.9%	2,089	82.0%	2,161	83.4%	2,120	89.1%	
	常勤職員総数（館長を除く）		13,178人		13,592人		13,784人		13,665人		13,493人	
	内訳	副館長		531人		571人		607人		578人		600人
		学芸系職員	1,654	4,494人	1,997	4,591人	2,089	4,914人	2,161	4,634人	2,120	5,254人
		事務・管理系職員		4,936人		5,208人		4,703人		3,624人		4,965人
		学芸・事務管理系職員		3,216人		3,222人		3,560人		4,829人		2,674人
	1館当たりの常勤職員数（館長を除く／平均）		7.97人		6.80人		6.60人		6.32人		6.36人	
	内訳	副館長	1,654	0.32人	1,997	0.29人	2,089	0.29人	2,161	0.27人	2,120	0.28人
		学芸系職員		2.72人		2.30人		2.35人		2.14人		2.48人
		事務・管理系職員		2.98人		2.61人		2.25人		1.68人		2.34人
学芸・事務管理系職員			1.94人		1.61人		1.70人		2.23人		1.26人	
非常勤職員	非常勤職員のある館の割合	1,654	41.9%	1,997	46.4%	2,089	53.0%	2,161	53.9%	2,120	55.9%	
	非常勤職員総数		2,802人		3,732人		4,466人		5,185人		5,375人	
	内訳	副館長		100人		81人		140人		98人		159人
		学芸系職員	1,654	933人	1,997	1,131人	2,089	1,410人	2,161	1,364人	2,120	1,631人
		事務・管理系職員		1,104人		1,688人		1,838人		1,571人		2,574人
		学芸・事務管理系職員		665人		832人		1,078人		2,152人		1,011人
	1館当たりの非常勤職員数（館長を除く／平均）		1.69人		1.87人		2.14人		2.40人		2.54人	
	内訳	副館長	1,654	0.06人	1,997	0.04人	2,089	0.07人	2,161	0.05人	2,120	0.08人
		学芸系職員		0.56人		0.57人		0.67人		0.63人		0.77人
		事務・管理系職員		0.67人		0.85人		0.88人		0.73人		1.21人
学芸・事務管理系職員			0.40人		0.42人		0.52人		1.00人		0.48人	

注)「常勤職員」と「非常勤職員」の人数（総数及び平均）は、「常勤」と「非常勤」に分けて「副館長」「学芸系職員」「事務・管理系職員」「学芸・事務管理系職員（学芸系であると同時に事務・管理系でもある職員）」の人数を尋ねた質問において、いずれかの項目に1人以上の人数が記載されていた館の回答を有効として集計した。

- 約6割の館において学芸系職員数は1～5名（非常勤、兼務を含む）。不在の館も約1.5割。
- 学芸系職員のうち、2/3が学芸員の有資格者。



	副館長	学芸系職員	学芸・事務管理系職員	事務・管理系職員
N= 人数	759	6,885	3,685	7,539
全体	29.8	67.7	30.7	8.5
登録	33.4	73.7	49.0	8.8
相当	35.0	46.4	19.1	7.6
類似	24.3	60.2	27.8	9.1

● 7割強の館が、「職員数の不足」を運営上の課題として認識。

○ 各博物館が課題として感じている点

●あてはまる、まああてはまるの合計が50%を超えた項目 (41項目中31項目)	(%)	前回調査からの増減(%)
C-b) 外国人向けの対応が不十分である。	84.5	-
D-e) ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない	80.6	-0.4
A-i) 財政面で厳しい	79	-1
E-e) ウェブサイト等での資料情報公開が不十分	77.5	-
G-b) 施設設備が老朽化	75.2	8.1
E-d) 資料や資料目録のデジタル化できていない	73.9	2.4
B-a) 職員数が不足	73.2	2
D-a) 調査研究が進んでいない	72.3	1.3
E-g) 収蔵スペースが不足	72.1	-
C-a) 入館者が確保できていない	71.4	4.5
E-c) 必要な資料整理が進んでいない	70.9	14.3
D-b) 調査研究活動の公開ができていない	65.9	-
G-a) 施設が手狭	65.8	3.1
G-c) ミュージアム・ショップ、レストラン等の施設が不十分	65.2	4.2
A-e) 中長期的な目標・計画が立てられていない	64.3	0
C-c) 高齢者・身障者への対応が不十分	63.6	7.1
B-c) 職員の研修が不足	63.6	2.1
E-b) 新たな資料修復が充分できていない	63.4	-
A-h) 広報・PRが十分でない	63.1	-
E-a) 新たな資料を入手しにくくなっている	62.7	-1.4
F-b) 大学・研究機関との連携が不十分	62.3	0.4
A-j) 防災対策・危機管理への取組が不十分	61.7	-2.9
F-e) 社会教育関係団体・企業等との連携協力が不十分	61.1	1.5
F-c) 他館(外国を含む)との交流が少ない	59.6	-3
F-d) 図書館等との連携・協力が不十分	59	-1.7
A-f) 館の評価が実施できていない	58.6	2.1
D-c) 常設展示の更新ができていない	58.4	0.4
A-g) 館の評価の結果が活用できていない	58	3
E-f) 資料を良好な状態で保存することが困難	57	1.4
A-d) 使命・目的、運営情報の発信が不十分	56.6	2.4
B-b) 学芸系職員の力量が発揮できていない	52.5	4.6

<近年の文化芸術に関する法律の改正等>

2017年 文化芸術基本法 ※文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、**観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、**文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの。

2018年 文化財保護法等の改正 ※文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）

これまで価値付けが明確でなかった**未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、**地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの。

2020年 文化観光推進法 ※文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について規定。

2021年 文化財保護法等の改正（審議中） ※文化財保護法の一部を改正する法律案

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度等について規定。

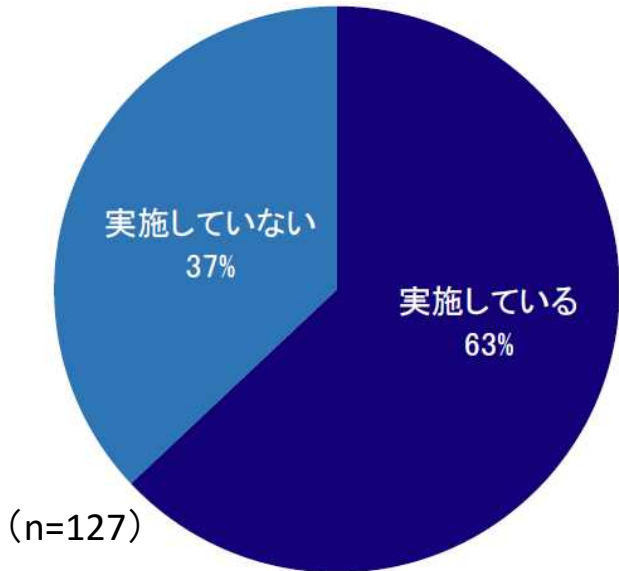


地域の文化芸術活動のハブとなり得る博物館が、その基本的活動を充実させつつ、様々な現代的課題にも対応していくことへの期待がますます高まっている。

学芸員養成課程における現代的課題への対応

養成課程における新規分野との連携

図表 18 新規分野との連携に関する取組 (Q12)



○約6割(63%)の大学が、博物館と観光やまちづくり、福祉分野等との連携について、学芸員養成課程における取組を実施

○具体的な取組内容は、講義での紹介が最多であるが、学外機関と連携し博物館実習に観光などのテーマを組み入れる、学外施設での実習や社会活動に取り組むなど、より踏み込んだ取組事例もあり

◆新規分野

博物館と観光やまちづくり、福祉等、これまでの博物館と関係性が強固ではなかった分野との連携。

分野	まちづくり・地域連携	観光	福祉	環境・自然	学校教育
回答数	40	17	8	3	1

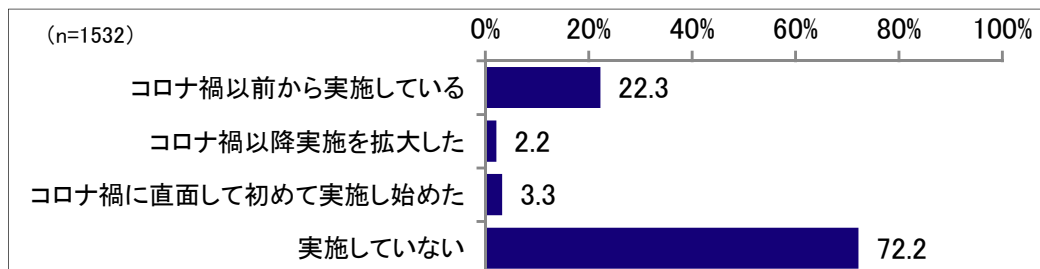
図表 19 新規分野との連携に関する取組の手法及び連携分野 (Q12 自由回答)

手法	講義での紹介	実習での紹介・体験	学外機関との連携	学生等による社会活動	学外関連施設での実習・体験など	学外関連施設見学	大学博物館との連携	詳細不明・未実施など
回答数	52	19	18	15	14	10	4	4

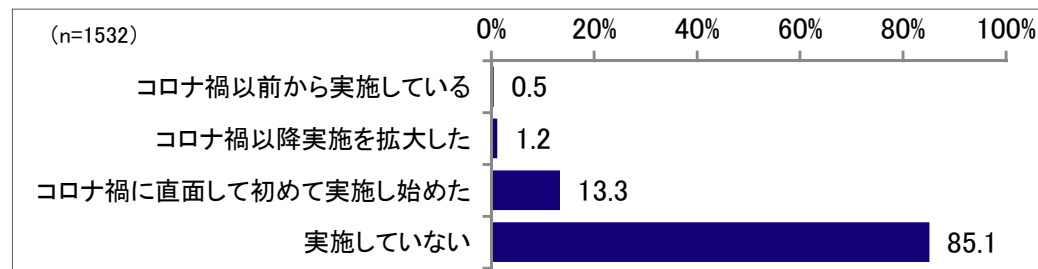
(n=80、カテゴリーは重複あり)

博物館におけるコロナ禍前後のデジタル化の取組

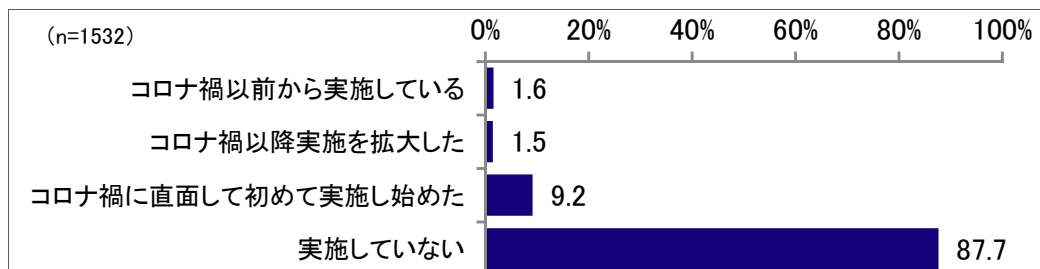
○ 収蔵品のオンライン公開



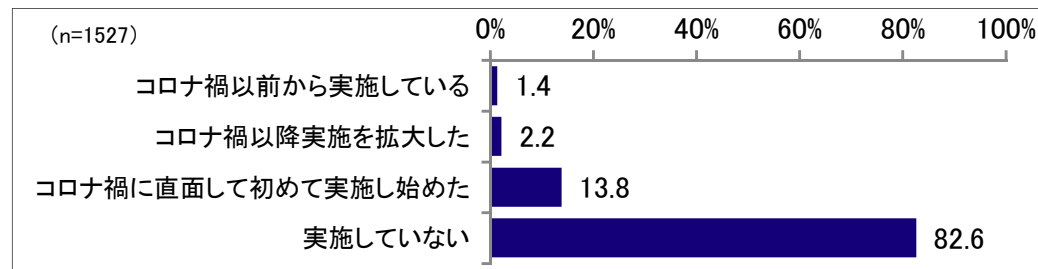
○ ライブイベント（オンラインツアー、ウェブセミナー）



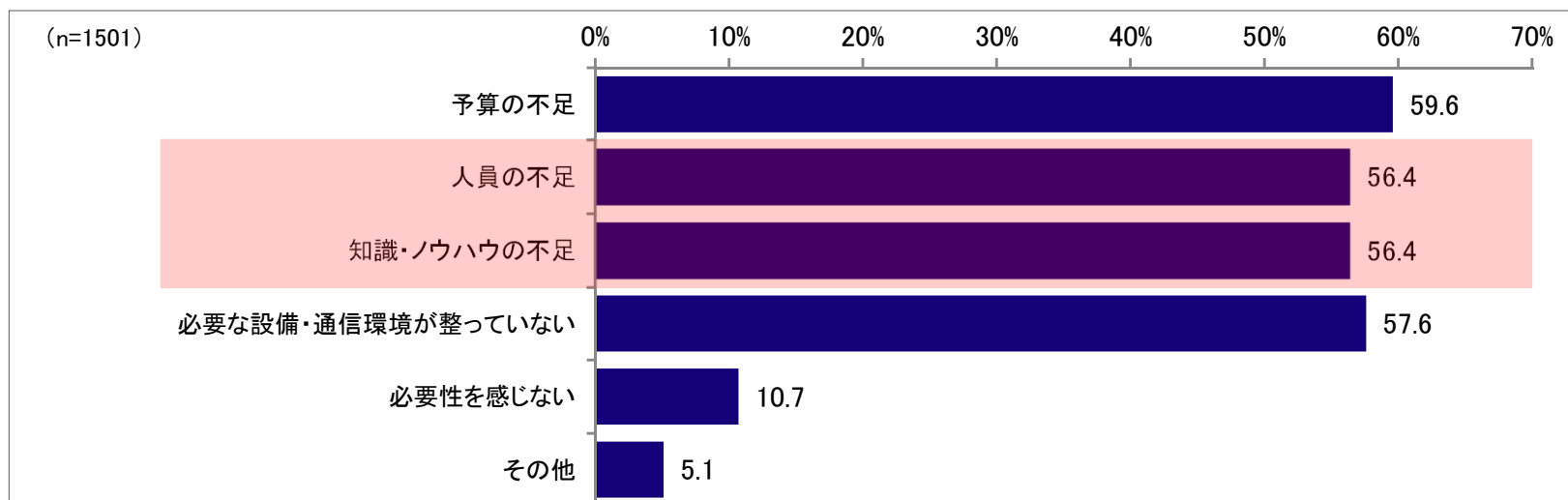
○ オンライン展示会



○ WEBを利用したワークショップや学習プログラム

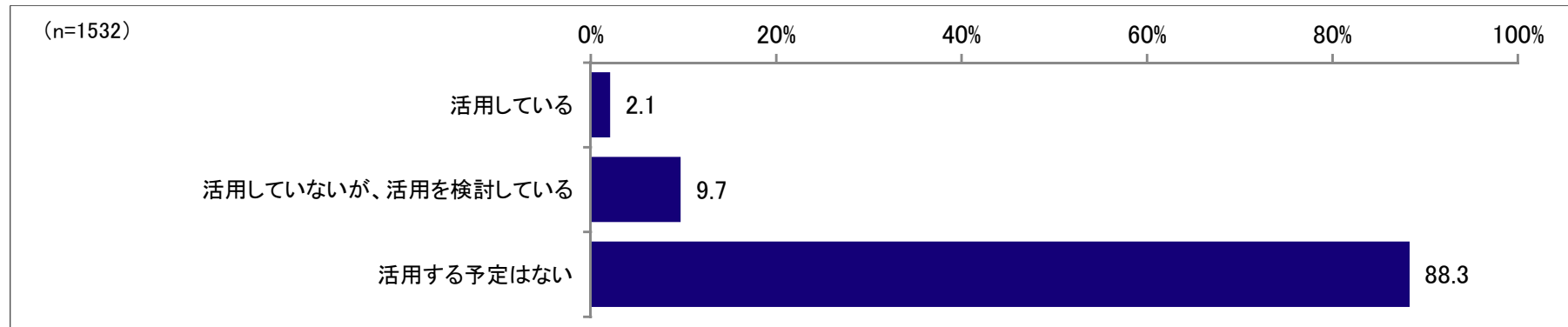


○ デジタル技術を活用した取り組みを実施する上での課題

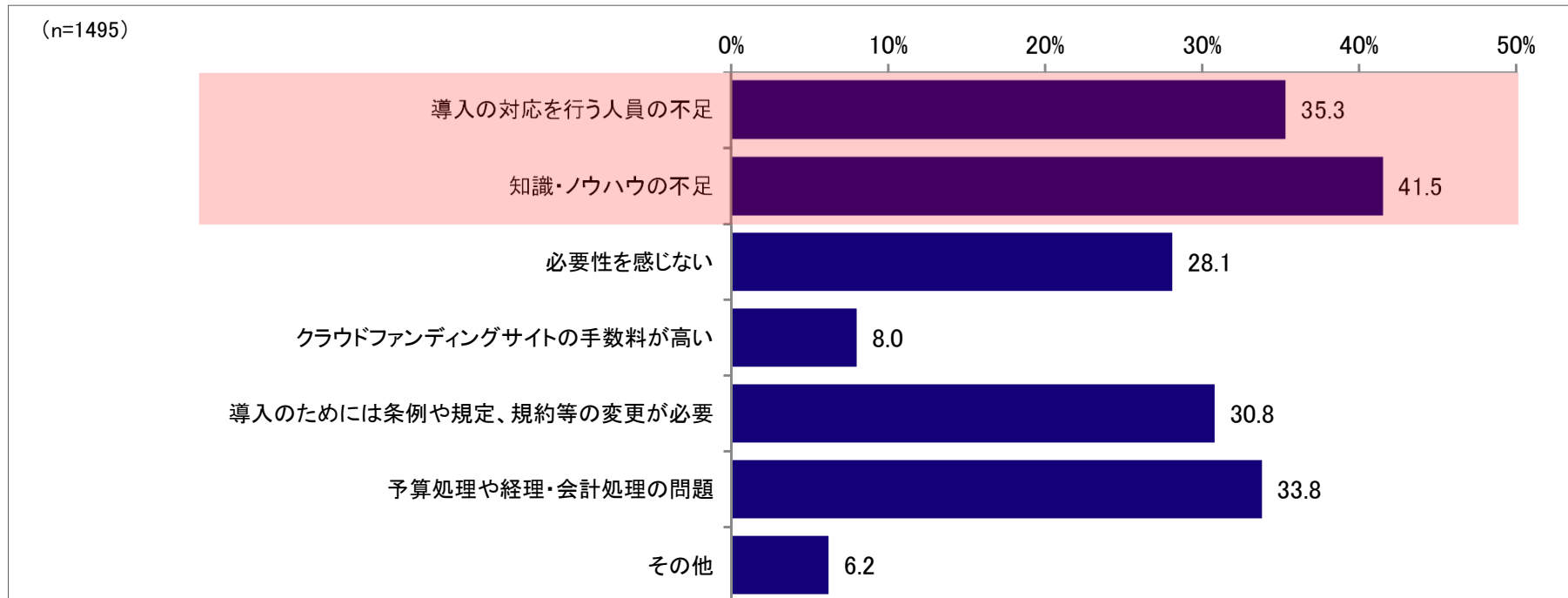


博物館におけるクラウドファンディングの活用

○ 博物館におけるクラウドファンディングの活用状況



○ 博物館におけるクラウドファンディングの活用の課題



博物館におけるデジタル技術及び専門職員の活用等の事例



- 世界的に活用され汎用性が高いGoogleプラットフォームと連携することで、無料で世界・日本の博物館とのネットワークに参画。
- WEB展示やミュージアムビュー等デジタル化による魅力発信とデジタルアーカイブの構築を設備費等不要で安価に実現することに成功。(文化庁補助事業を活用)
- 多言語・モバイル音声案内(バリアフリー)にも対応。

Google Arts & Cultureへの参画
(立花家史料館@福岡県柳川市)



小学生を対象としたギャラリーツアー

- 専門性が高い館内研究部に「教育普及員」を新規雇用したことにより、利用者の主体的気づきに配慮した館内ワークショップやイベントが充実。
- アウトリーチ活動もさらに活性化し地域を超えて事業を発信。

教育普及専門人材の雇用による広報発信・体験機会の充実
(古代オリエント博物館@東京都)



- 「博物館専属のシステムエンジニア」の雇用により、資料・データのアーカイブ化と、博物館ならではのユニークな活用が促進。
- 資料の公開と保存のジレンマを解消し、来館者の能動的な鑑賞体験の創出に繋がった。

情報工学専門家を館内雇用することにより、
資料と博物館の接続を意識したデジタル技術の活用を実現
(国立歴史民俗博物館@千葉県佐倉市)



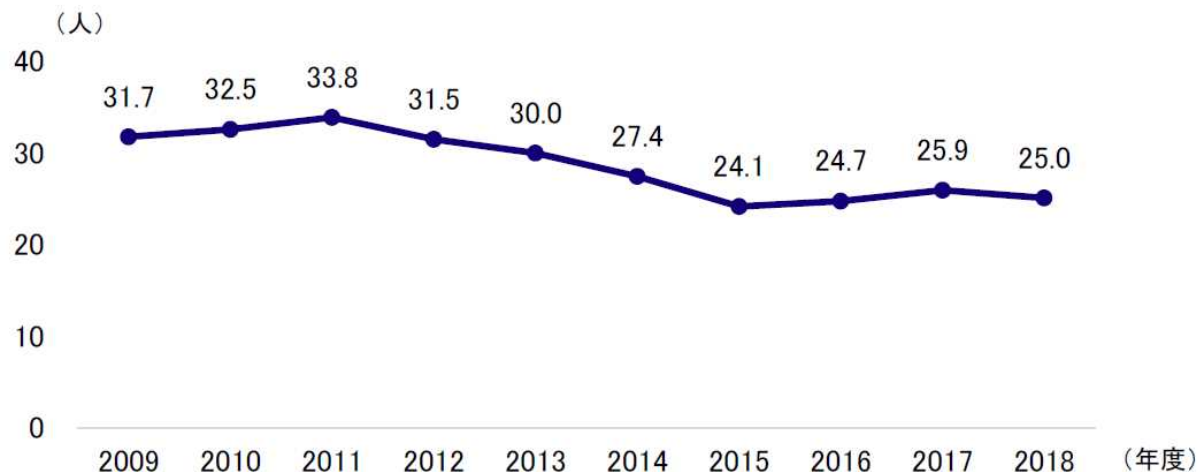
- 広報・マーケティング専任担当者の配置と、外部アドバイザー・学芸との連携で、ターゲットを絞った広報等、より戦略的な情報発信を実現。
- ニーズに合わせ、刻々と変化する媒体に対応し、博物館に関心のなかった層にも博物館の魅力を発信することに成功し、2015年には来館者が7万人増。

広報・マーケティング専任担当者の配置による戦略的情報発信の実現
(徳川美術館@愛知県名古屋市)

学芸員の資格取得者と就職

1 大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35 学芸員資格取得者数平均値（Q15）（2009～2018 年度）



○直近10年（2009（H21）～2018（H30）年度）における1大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012（H24）年度まで30人超

○その後2015（H27）年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

1 大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数（2016～2018 年度）】



○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学1人に達しない

○同期間の1大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門

○博物館法

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成23年12月20日文部科学省告示第165号)

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

博物館法第5条第1項第1号、第2号

大学に2年以上在学し、
62単位以上修得

学芸員養成課程
〔所定科目を修得〕

学士の学位を
取得

学士の学位を
未取得

学芸員補としての
勤務経験3年以上
(社会教育主事、司書 等)

博物館法第5条第1項第3号

博物館法施行
規則第5条

- ・学士の学位を有する者
- ・大学に2年以上在学、62単位以上を修得し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者

社会教育主事、司書、教育委員会、学校、社会教育施設等

等

博物館法施行
規則第9条

- ・修士若しくは博士の学位等を有し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・大学で博物館に関する科目を2年以上教授し、学芸員補としての勤務経験が2年以上の者
- ・次に該当し都道府県教育委員会の推薦する者
 - － 学士の学位を有し、学芸員補としての勤務経験が4年以上の者
 - － 大学に入学できる者で、学芸員補としての勤務経験が8年以上の者 等

試験認定
＜法定8科目
+ 選択2科目＞

学芸員補としての
勤務経験1年以上

文部科学大臣が
認定

審査認定
＜書面審査+面接＞

合格者(H30年
度):52名

合格者(H30年
度):22名

学芸員資格を取得

(参考)図書館法における職員に関する規定

○図書館法

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(参考)社会教育法における職員に関する規定

○社会教育法

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イから八までに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

1. 社会教育士の称号付与の趣旨及び概要

- 今回の社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができることとしている。

■社会教育主事講習等規程(抄)

第8条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2(略)

3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

第11条(略)

2(略)

3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

2. 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

学芸員養成課程開講大学／令和2年4月1日現在：301大学

〔4年制大学〕 294大学

(国立大学) 56

北海道大学 北海道教育大学 帯広畜産大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 群馬大学 埼玉大学
千葉大学 東京大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 一橋大学 横浜国立大学 (●)
新潟大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 名古屋大学 愛知教育大学 (●) 三重大学 京都大学
京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学
広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 愛媛大学 高知大学 九州大学 佐賀大学 熊本大学 宮崎大学 鹿児島大学 琉球大学

(公立大学) 21

札幌市立大学 秋田公立美術大学 群馬県立女子大学 高崎経済大学 東京都立大学 長岡造形大学 金沢美術工芸大学 都留文科大学
静岡文化芸術大学 愛知県立大学 愛知県立芸術大学 滋賀県立大学 京都市立芸術大学 京都府立大学 大阪市立大学 尾道市立大学
県立広島大学 広島市立大学 山口県立大学 北九州市立大学 沖縄県立芸術大学

(私立大学) 217

札幌大学 札幌学院大学 札幌国際大学 苫小牧駒澤大学 北翔大学 北海学園大学 弘前学院大学 盛岡大学 石巻専修大学 尚絅学院大学
東北学院大学 東北生活文化大学 東北福祉大学 宮城学院女子大学 東北芸術工科大学 いわき明星大学 茨城キリスト教大学 筑波学院大学
常磐大学 文星芸術大学 跡見学園女子大学 埼玉学園大学 十文字学園女子大学 尚美学園大学 駿河台大学 文教大学 江戸川大学
川村学園女子大学 城西国際大学 聖徳大学 (※) 千葉科学大学 千葉経済大学 東京情報大学 東京成徳大学 和洋女子大学 青山学院大学
桜美林大学 大妻女子大学 学習院大学 学習院女子大学 北里大学 共立女子大学 国立音楽大学 慶応義塾大学 工学院大学 國學院大學
国際基督教大学 国士舘大学 駒澤大学 駒沢女子大学 実践女子大学 淑徳大学 上智大学 昭和女子大学 女子美術大学 白梅学園大学
杉野服飾大学 成城大学 聖心女子大学 清泉女子大学 専修大学 大正大学 大東文化大学 玉川大学 (※) 多摩美術大学 中央大学 帝京大学
帝京科学大学 帝京平成大学 (※) 東海大学 東京家政大学 東京家政学院大学 東京工芸大学 東京女子大学 東京造形大学 東京都市大学
東京農業大学 東洋大学 二松學舎大学 日本大学 日本獣医生命科学大学 日本女子大学 文化学園大学 法政大学 武蔵大学 武蔵野音楽大学
武蔵野美術大学 (※) 明治大学 明治学院大学 明星大学 目白大学 立教大学 立正大学 和光大学 早稲田大学 他

〔短期大学 (部) 〕 7大学

(公立短期大学) 1

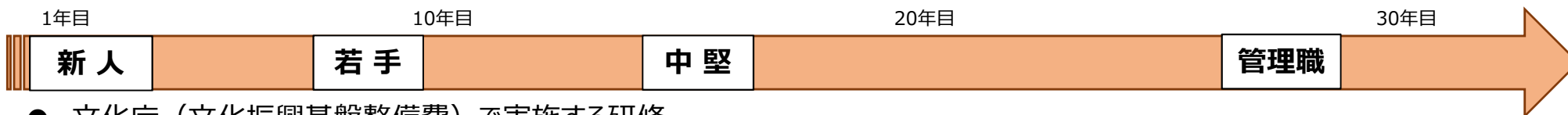
山形県立米沢女子短期大学

(私立短期大学) 6

帯广大谷短期大学 郡山女子大学短期大学部 國學院大學栃木短期大学 大谷大学短期大学部 華頂短期大学 大阪青山短期大学

【注釈】 (※) は通信課程設置大学、 (●) は在学生のみ受講可能

文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。
その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。



- 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

【博物館学芸員専門講座（3日間）】

学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

【博物館長研修（3日間）】

新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。

【学芸員等在外派遣研修（3か月～1年）】

学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。

【ミュージアム・マネジメント研修（3日間）】

事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。

【ミュージアム・エデュケーション研修（5日間）】

現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わることが出来る人材を育てる。

【全国博物館長会議】

日本博物館協会と文化庁の共催

※上記以外にも、文化庁及び関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます。

（参照）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf

令和2年度 学芸員・文化財保護専門技術者等の研修会等一覧（文化庁等関係）

（令和2年7月現在）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催時期・期間等は今後変更の可能性がある。

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
博物館長研修	主として登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の館長・副館長等に就任して2年未満の者 50名	新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。	令和2年 9月30日（水） ～10月2日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
博物館学芸員専門講座	登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員で、勤務経験が概ね7年以上で指導的立場にある者 50名	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	令和2年 12月9日（水） ～12月11日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・マネジメント研修	①博物館の管理職（事務・学芸とも） ②地方公共団体の博物館行政担当職員 25名程度	博物館の管理運営に関わる職員を対象に、企画及び管理運営に必要な専門知識ならびに博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。	令和2年 12月16日（水） ～12月18日（金）	東京国立博物館附属黒田記念館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
ミュージアム・エデュケーション研修	博物館に勤務する学芸員等 25名程度	博物館の現職学芸員等を対象に、教育普及を企画・運営するために必要な知識・技能を習得する研修を行う。	【前半】令和2年 10月7日（水） ～10月9日（金） 【後半】令和3年 2月8日（月）・9日（火）	【前半】 東京都美術館（予定） 【後半】 葛飾区郷土と天文の博物館（予定）	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係
【実施可否検討中】 <委託事業> 学芸員等在外派遣研修	博物館の学芸員等専門職員 若干名	博物館に勤務する学芸員又は学芸員補を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な博物館における展示、教育普及活動及び博物館行政等に関する調査を行わせ、その研修成果を国の博物館施策に反映させるとともに地域の学芸員等専門職員の研修・職務において有効に活用させる。	3ヶ月～1年	—	文化庁企画調整課 博物館振興室	博物館人材養成係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
文化財行政講座	地方公共団体等の文化財行政担当職員等で、経験年数3年未満の者 70～80名程度	文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修	令和2年 11月18日(水) ～11月20日(金) (予定)	文化庁	文化庁資源活用課	専門官付
「文化財保存活用地域計画」研修会	地方公共団体等の文化財行政実務担当職員等 100名程度	「文化財保存活用地域計画」の策定に必要な事項、実務上の課題、事例紹介に関する研修(実地研修含む)	未定	オンライン配信(予定)	文化庁地域文化創生本部事務局	広域文化観光・まちづくりグループ
歴史民俗資料館等専門職員研修会	歴史民俗資料館、教育委員会等で資料(文化財を含む)の保存と活用にあたる専門職員で、原則として勤務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集・保存、公開等に必要な専門的研修を行う。	令和2年 11月(予定)	国立歴史民俗博物館	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 25名程度×2会場	有形文化財(美術工芸品)の公開に関する専門的知識・技能の研修を行う。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 文化財(美術工芸品)修理技術者講習会	文化財(美術工芸品)の修理に携わる事業者等の技術 30名程度	文化財(美術工芸品)の修理に関わる専門的知識等の研修	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係
【中止】 国宝・重要文化財(美術工芸品)防災・防犯対策研修会	教育委員会および博物館等施設の防災・防犯対策担当者 100～150名程度	都道府県教育委員会や美術館・歴史博物館の職員等に対し、国宝・重要文化財(美術工芸品)等の効果的な防災・防犯対策及び国庫補助事業の説明並びに文化財保護法上必要な手続きについての研修を実施し、文化財の適切な活用、保存及び継承を図る。	—	—	文化庁文化財第一課	活用連携係

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
美術刀剣刀匠技術保存研修会	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者 10名程度	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者を対象に、日本刀に対する正しい基礎知識及び鍛錬技術の研修を行い、もって一層の技量の向上を図り、併せて刀匠としての意識の涵養を図る。	令和2年 10月13日(火) ～10月20日(火)	備前長船刀剣博物館	文化庁文化財第一課	調査係
銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会	(登録事務協議) 銃砲刀剣類登録事務担当 各都道府県から1名 (実技講習) 登録審査委員 各都道府県から2名	銃砲刀剣類登録規則(昭和33年文化財保護委員会規則第1号)に規定する、美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録に当たっての鑑定に関し、実技講習を行うことにより、登録審査委員の資質の向上を図り、もって銃砲刀剣類の登録事務のさらなる円滑化を図る。	秋ごろ(予定)	東京都内	文化庁文化財第一課	調査係
埋蔵文化財担当職員等講習会	地方公共団体、公益法人等の埋蔵文化財担当職員等	発掘調査に当たり開発事業者等との協議を担当する地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等に、埋蔵文化財行政に必要な知識を習得させることにより、円滑な発掘調査の実施を図ることを目的とする。	令和2年 8月26日(水)	オンライン開催(予定)	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化財マネジメント職員養成研修	地方公共団体、法人調査組織の文化財専門職員 120名程度	文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の策定するうえで、各地方公共団体において、文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存と活用を企画・立案する専門的な人材を養成することを目的とする。	①令和2年 9月8日(火) ～9月11日(金) ②令和3年 2月16日(火) ～2月19日(金)	①神奈川県 ②福岡県	文化庁文化財第二課	埋蔵文化財部門
文化的景観保護実務研修会	地方公共団体文化財保護担当部局ほか関係部局の担当者等	文化的景観保護制度にかかる説明及び文化的景観保護にかかる取組の紹介の説明を行い、もって制度の理解促進を図る。	令和2年 8月～9月(予定)	東京都内	文化庁文化財第二課	文化的景観部門
登録有形文化財(建造物)事務担当者連絡会	地方公共団体の文化財行政担当者 120名程度	登録有形文化財建造物にかかる事務手続きの説明や保存活用にかかる取組の報告などを通じて、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。また現地見学会を通じて、保存活用についての実例等を学ぶ。	令和2年 10月20日(火)	文化庁	文化庁文化財第二課	登録部門(建造物)

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【中止】 伝統的建造物群保護行政研 修会 (基礎コース)	地方公共団体の職員及び伝統的建造物群の 保存に関わる専門家・技術者等 40名程度	伝統的建造物群保存地区に関わる職務遂行に必要な基 礎的事項に関する研修	—	—	文化庁文化財第二課	伝統的建造物群 部門
【不開催】 伝統的建造物群保護行政研 修会 (実践コース)	伝統的建造物群保存地区制度を導入している 地方公共団体の職員で、2年以上の実務経 験を有する者 40名程度	伝統的建造物群の保存に関わる諸問題に的確に対応する ために必要な専門的事項に関する研修	—	—	文化庁文化資源活用課	伝統的建造物群 部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会 (普通コース)	文化財建造物修理工事の設計または施工の監 理等の実務経験を有する者 20名程度	文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な 知識及び技術の研修 ※前期・後期の計2か年で開催。令和2年度は前期を実 施。	未定 ※例年8月下旬 ～9月上旬	未定	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
文化財建造物修理主任技術 者講習会 (上級コース)	同上で普通コースを受講した者 20名程度	国宝等の文化財建造物保存修理工事の主任技術者とし て必要な知識及び技術の研修	(令和2年度は普通コースを 開催のため、上級コースは開 催しない。)	—	文化庁文化資源活用課	修理指導部門
【実施可否検討中】 文化財建造物保存修理関係 者等連絡協議会	都道府県の文化財建造物担当者及び文化財 建造物修理主任技術者 人数未定	重要文化財建造物保存修理事業等の適正な遂行を図る ため、技術上の総括的な指揮監督にあたる者と事業に伴う 技術的諸問題について協議をし、もって修理技術の向上と 設計監理業務の円滑な実施を図る。	令和2年 10月19日(月)	東京都 (東京国立博物館平成 館大講堂)	文化庁文化資源活用課	修理企画部門

※この他「文化財を中核とする観光拠点形成に向けたオンライン講座」を文化庁HPにて公開 (http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/kankokyoten_koza/index.html)

研修会名	対象	趣旨	開催時期・期間	場所	担当課	連絡窓口
【実施可否検討中】 学芸員専門研修アドバンス・コース	自然科学系博物館等の学芸員等専門職員 20名	自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象に、一層の資質向上を目的として高度な内容の研修を行う。	令和2年 11月9日(月) ～11月12日(木)	国立科学博物館 筑波研究施設 上野本館	独立行政法人 国立科学博物館	学習課
【不開催】 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修	① 小・中・高等学校教員(国公立校, 私立校全ての教員) ② 美術館学芸員 ③ 指導主事 80名程度	鑑賞教育の重要性を踏まえ、全国の教員と美術館の学芸員などが一堂に会してグループ討議等を行うことにより、美術館を活用した鑑賞教育の充実及び学校と美術館の一層の連携を図る。	—	—	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
独立行政法人国立美術館キュレーター研修	公私立美術館の学芸担当職員 若干名	公私立美術館の学芸担当職員(学芸員資格を有する者)を対象とした研修を実施し、その専門的知識及び技術の向上を図る。	4月1日～翌年3月31日の期間で研修生の希望を踏まえ、受入館が承認した期間とする。	・東京国立近代美術館 ・京都国立近代美術館 ・国立西洋美術館 ・国立国際美術館 ・国立新美術館	独立行政法人 国立美術館	研修担当室
博物館・美術館等の保存担当学芸員研修	国公立博物館・美術館等に勤務する保存部門の担当者又は教育委員会等に勤務する社寺等の資料の保存担当 30名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習を行う。	令和2年 10月5日(月) ～10月15日(木)	東京文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所, 文化財活用センター	文化財活用センター 保存担当
【中止】 国際研修「紙の保存と修復」	紙の保存と修復を担当する海外の学芸員及び保存担当者 10名程度	紙文化財の保存修復に関する基礎的な材料学, 史学的な講義, 装こう修理技術についての講義及び実習を行う。	—	—	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所	文化遺産国際協力センター
文化財担当者研修	地方公共団体の文化財担当職員若しくはこれに準ずる者 各課程10名まで	文化財保護行政に必要な専門的知識と技術について研修を行う。	年間を通し, 3日間～9日間の研修を10課程開催予定* (課程ごとにそれぞれ異なる。) ※15課程開催予定のうち5課程中止決定のため	奈良文化財研究所 外	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	総務課

參考資料

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第1章（総則）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2章 登録

（登録）

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
 - 二 名称
 - 三 所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
 - 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

（登録要件の審査）

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

（登録事項等の変更）

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

（登録の取消）

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（博物館の廃止）

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまへつゝ消ししなければならない。

（規則への委任）

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第3～5章 公立・私立博物館、雑則

第三章 公立博物館

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（所管）

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

（博物館の補助）

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（補助金の交付中止及び補助金の返還）

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

学芸員制度改正の経緯

- 昭和26年12月 博物館法公布（昭和27年2月施行）
- 昭和30年 7月 博物館法の一部を改正する法律
- 「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止
- 昭和30年10月 博物館法施行規則の全部改正
- 大学における**学芸員養成課程科目の制定（5科目10単位）**
- 昭和48年11月 **公立博物館の設置及び運営に関する基準（以下「48基準」）**
- 平成 8年 8月 博物館法施行規則の改正（平成9年4月施行）
- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（8科目12単位）**
- 平成 8年 8月 博物館法第5条第2項の規定により**学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を指定する告示**
- 平成10年12月 **「48基準」における学芸員等の人数規定削除**
- 平成15年 6月 「48基準」の全部改正
- 平成18年 9月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議（以下「在り方検討会議」）設置。
- 平成19年 3月 「在り方検討会議」の中間まとめにおいて、新しい学芸員制度のイメージを答申。
- 平成19年 6月 「在り方検討会議」の報告において、学芸員養成の充実方策について答申。
- 平成20年 6月 博物館法改正（同日施行）
- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、**学芸員等の研修を行うよう努めることを追加**
 - 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、**学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるように**
- 平成21年 4月 博物館法施行規則の改正（平成24年4月施行）
- 学芸員になるための資格取得方法のひとつである**「博物館に関する科目の単位」に関する改正（9科目19単位）**
- 平成23年12月 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成15年改正の基準の全部改正）
- 平成27年 4月 **学芸員補の職と同等以上の職の指定の一部改正の施行**
- 幼保連携型認定こども園において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職を追加

「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目の比較

